

ロゴマークの使用可能範囲について

- ロゴマークを付与された業界団体は、業界自主ガイドラインや認証制度の普及のためにロゴマークを使用することができるものとする。（ロゴマーク使用規約に記載予定）
- 一方で、業界団体経由で会員企業等がロゴマークを取得し、その企業のサービスや製品、HP及び個別店舗等にロゴマークを表示することは認めない。また、業界団体の入会基準が本指針を踏まえている場合においても、上記と同様の表示方法や業界団体発行の会員証への掲載も認めない。（本指針は、個社サービス等を認証等するものではないため。）

業界団体	業界団体の会員企業
<p>・ロゴマークは、業界自主ガイドラインや認証制度に係る文書への添付や、業界自主ガイドライン等に関する業界団体HPへの掲載は可能。</p>	<p>・業界団体会員企業による個社のサービス、製品や個別事業者HP及び個別店舗等への掲載は不可。</p>
<p>【業界団体HPのイメージ】</p> <div data-bbox="82 706 1004 1406"> </div>	<p>【個社HPのイメージ】</p> <div data-bbox="1046 706 2020 1406"> </div> <p>【会員証等での掲示】</p> <div data-bbox="1688 706 2020 1021"> </div>